

事 務 連 絡  
令和元年6月14日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課  
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課 御 中  
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局  
生 涯 学 習 推 進 課 専 修 学 校 教 育 振 興 室

特定一般教育訓練の創設（専修学校における短時間で編成される特別の課程（60 時間以上 120 時間未満）のキャリア形成促進プログラム）について

このたび、厚生労働省より別添のとおり、周知依頼がありました。

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付金を支給しています。

今般、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 19 号）が平成 31 年 3 月 8 日付で公布され、また、雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 86 号）が平成 31 年 3 月 22 日付で公布され、当該改正に伴い、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、特定一般教育訓練が創設されることとなりました。

これに伴い、学校教育法に基づく専修学校の特別の課程（同法第 133 条第 1 項において準用する同法第 105 条に規定する特別の課程をいう。）のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成 30 年文部科学省告示第 170 号）に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであって、かつ、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するもの（専門実践教育訓練に該当するものを除く。）が、令和元年 10 月 1 日の講座指定から特定一般教育訓練給付の対象となります。

このことについて、各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学担当課におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

本件に関して不明な点等がありましたら、職業実践力育成プログラムについては下記担当まで、また教育訓練給付金については別添の厚生労働省担当にお問い合わせください。

参考：厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/kyouiku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/index.html)

**【本件問合せ先】**

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話03-5253-4111（代表）（内線2915）



開若発 0409 第 9 号  
平成 31 年 4 月 9 日

文部科学省  
総合教育政策局生涯学習推進課長 殿

厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）  
（公印省略）

#### 特定一般教育訓練の指定基準の新設について

（文部科学大臣が認定する大学等における短時間で編成される特別の課程（60 時間以上 120 時間未満）の職業実践力育成プログラム及び専修学校における短時間で編成される特別の課程（60 時間以上 120 時間未満）のキャリア形成促進プログラム関係）

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又はキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付を支給しているところです。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 19 号）が平成 31 年 3 月 8 日付で公布され、また、雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 86 号）が平成 31 年 3 月 22 日付で公布され、当該改正に伴い、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、特定一般教育訓練の指定基準を新設いたしました。

これに伴い、学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の特別の課程（同法第 105 条（同法第 123 条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成 27 年文部科学省告示第 124 号）に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したもの又は同法に基づく専修学校の特別の課程（同法第 133 条第 1 項において準用する同法第 105 条に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成 30 年文部科学省告示第 170 号）に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであって、かつ、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するもの（専門実践教育訓練に該当するものを除く。）が、平成 31 年 10 月 1 日の講座指定から特定一般教育訓練給付の対象となります。

については、貴職におかれては、教育訓練給付制度の趣旨を勘案の上、所管する教育

訓練施設に対し、本制度の創設に係る積極的な周知をよろしくお願いいたします。また、当室における今後の特定一般教育訓練給付対象講座の指定に当たり、当該プログラム等に係る情報提供等について、引き続き貴職からの協力を頂きますよう併せてお願いいたします。

## 記

### 第1 特定一般教育訓練給付金の概要

「人づくり革命基本構想（平成30年6月人生100年時代構想会議決定）」等において「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に給付率を2割から4割に倍増する」とされたことを踏まえ、平成31年3月の雇用保険法施行規則改正により、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座（以下「特定一般教育訓練」という。）を受ける場合には教育訓練経費の4割（上限20万円）が支給されることとなりました（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）（平成31年10月1日施行）。

### 第2 特定一般教育訓練に係る指定基準（文部科学大臣が認定する大学等における短時間の職業実践力育成プログラム及び専修学校における短時間のキャリア形成促進プログラム関係）の主な内容

#### 1 内容及び期間

教育訓練の内容及び期間は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであり、かつ、当該訓練内容及び訓練期間が、次のいずれにも該当するものであること。

① （略）

② 特定一般教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

ア （略）

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) （略）

(イ) （略）

(ウ) （略）

(エ) 短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム

a 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の特別の課程（同法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成27年文部科学省告示第124号）に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであること。

また、同法に基づく専修学校の特別の課程（同法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであること。

b 速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、次のいずれかに該当するものであること。

(a) 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること。

(b) キャリア形成上の課題を有する労働者層の就職促進・キャリア形成に資するものであること。

ウ 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、養成課程については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(ア) 通学制 訓練期間が1月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上（②イ(ウ)に定める課程にあつては、当該受講時間が30時間以上）であること。

(イ) 通信制 訓練期間が3月以上1年以内であること。

## 2 実績

教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

(1) ~ (3) (略)

(4) 特定一般教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

① (略)

② 1 (1) ②イ(エ)に該当する教育訓練（短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム）については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、就職・在職率（最新の修了者のうち特定一般教育訓練給付の受給者又は最新の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。なお、受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とする。）が80%以上であること。

## 3 教育訓練実施者が実施することとなる特定一般教育訓練の指定に伴う事務

(1) 特定一般教育訓練に係る給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）

の支給を受けようとする者に対し、当該特定一般教育訓練の受講前に、教育訓練給付金受給資格者証が交付されているか確認すること。

(2) 特定一般教育訓練修了証明書、領収書等を適正に発行すること。

(3) 教育訓練給付金支給申請書を受講者に交付するとともに、教育訓練給付金の公共職業安定所への支給申請方法及び申請期限を周知すること。

(4) その他受講者の本人確認、受講状況等の進捗管理等教育訓練給付制度の適正な運営に必要な事務等を実施すること。

#### 4 適用日等

##### (1) 適用日

指定基準は、平成31年10月1日から適用すること。

### 第3 指定手続

#### 1 指定日等

特定一般教育訓練の指定は、4月1日及び10月1日の年2回行われ、指定の有効期間は3年間であること。

#### 2 指定の申請

##### (1) 申請に必要な書類等

「教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」及び申請書類の様式等を厚生労働省ホームページからダウンロードし、特定一般教育訓練実施状況調査票等の申請書類を作成の上、提出すること。

##### (2) 申請書類の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部キャリアアップ支援課

〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア

(電話03-6758-2828・2824)

##### (3) 申請受付期間

###### ① 平成31年10月1日指定分

平成31年4月8日（月）～平成31年5月17日（金）

###### ② 平成32年4月1日指定分

平成31年10月上旬～平成31年11月上旬（予定）

##### (4) 指定可否結果の通知

###### ① 平成31年10月1日指定分

平成31年7月下旬～8月上旬発送（予定）

###### ② 平成32年4月1日指定分

平成32年1月下旬～2月上旬発送（予定）

#### 【指定基準に係る問い合わせ先】

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

中長期的キャリア形成支援係

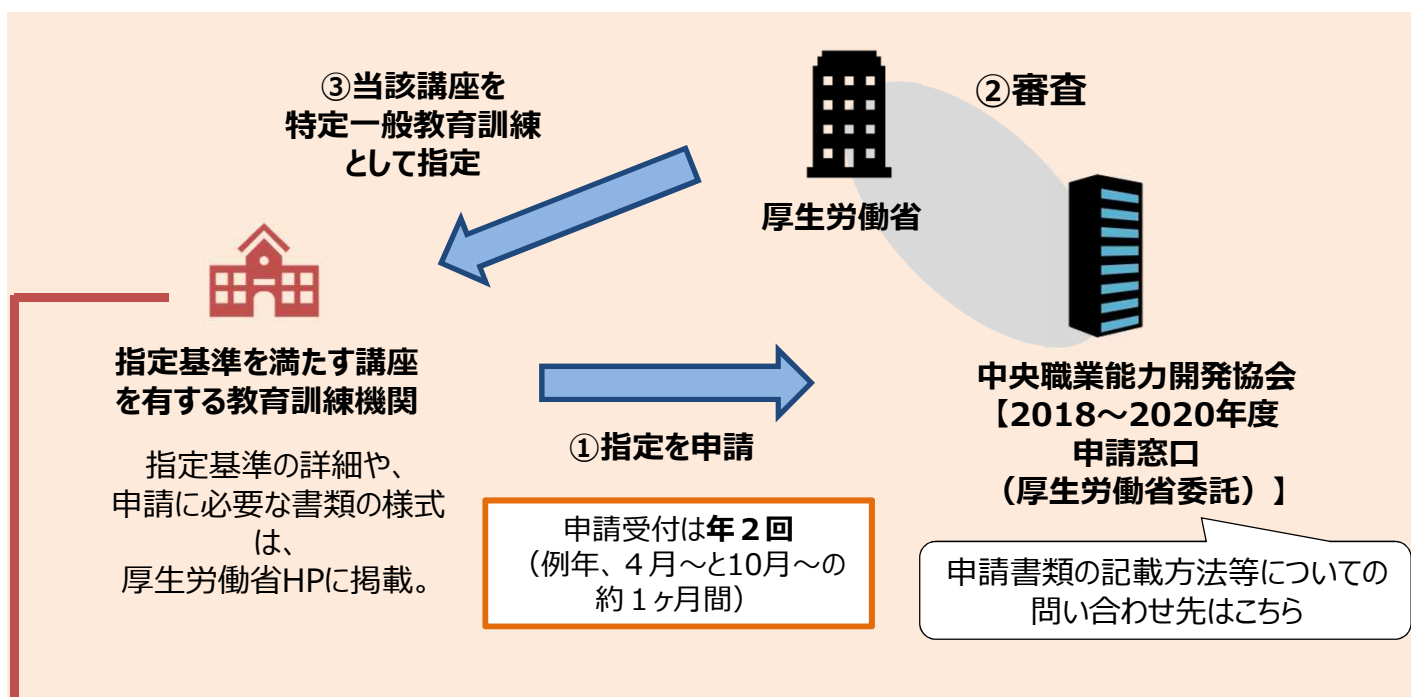
電話03-5253-1111（内線5390・5398）

## 特定一般教育訓練給付制度の活用の流れ

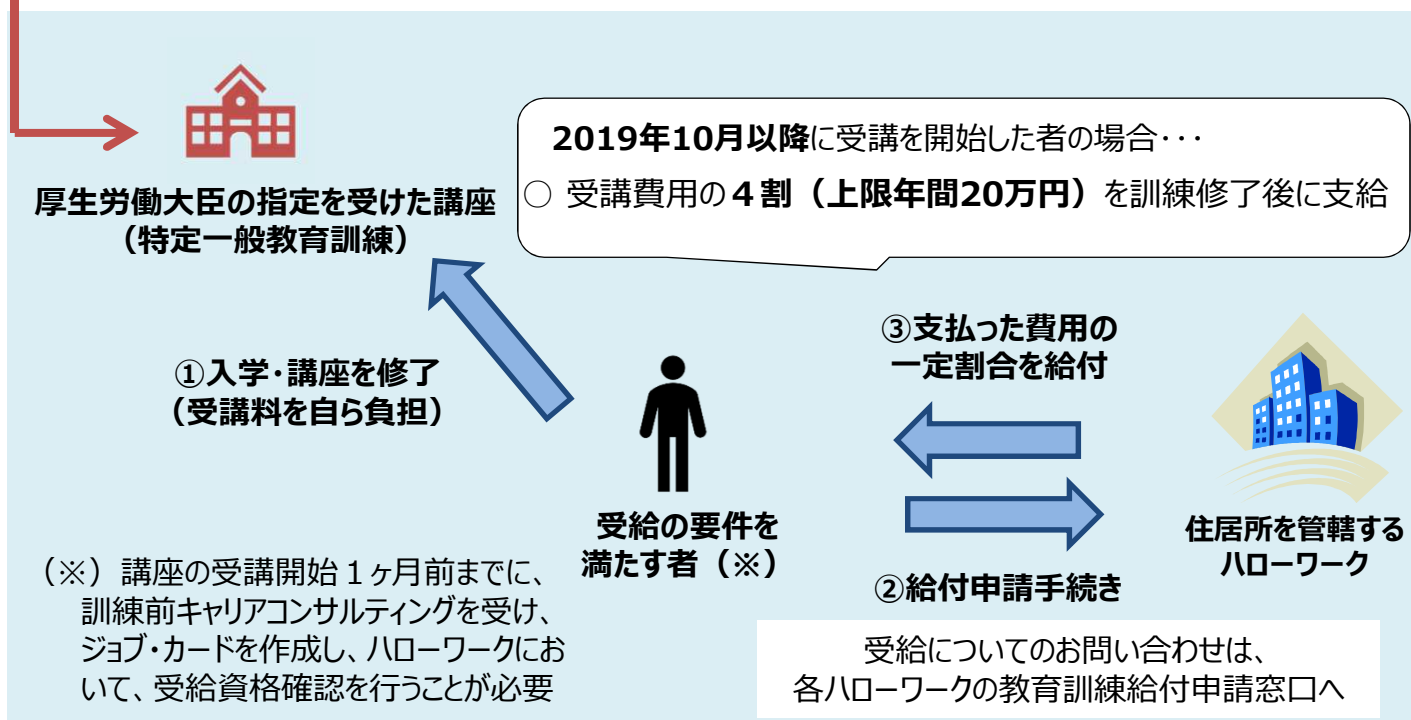
参考1

特定一般教育訓練給付とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

### 特定一般教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



### 特定一般教育訓練給付を受給するまでの流れ



## 1. 特定一般教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です（2019年10月制度開始）。

### <給付の内容>

- 教育訓練経費の40%（上限年間20万円）を支給

### <支給の対象となる方>

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方

かつ、

- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は1年以上）ある方

※ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方

## 2. 給付の対象となる講座（特定一般教育訓練）の指定基準

特定一般教育訓練となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は年2回（4月1日・10月1日）行っており、指定の有効期間は3年間です。

次のA～Dの類型のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される<講座レベル要件>を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。

### A 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成課程等 又は

#### これらの資格の取得を訓練目標とする課程

※介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修、喀痰吸引等研修を含む

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上  
合格率：全国平均以上  
就職・在職率：80%以上

### B ITSSLレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上  
合格率：全国平均以上  
就職・在職率：80%以上



## C 新たなITパスポート試験の合格を目標とする課程

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上  
合格率：全国平均以上  
就職・在職率：80%以上

## D 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム

※具体的には、専修学校におけるキャリア形成促進プログラム、大学等における職業実践力育成プログラム

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

※ 訓練期間は、以下のものが対象です。ただし、養成課程については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものとします。

- ・通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上（Cに定める課程にあっては30時間以上）
- ・通信制：3ヶ月以上1年以内

※ 就職・在職率 = (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者 + 受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者) / 入講者

※ この他にも指定の要件がございますので、詳細は、下記記載の厚生労働省HPに掲載している「教育訓練給付制度（特定一般実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

## 3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は年2回受け付けております（例年、10月1日指定分につき、4月上旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1ヶ月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知）。

厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金（特定一般教育訓練）講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

### 厚生労働省HP 特定一般教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

#### 講座を運営する事業者（スクール）の方へ（特定一般教育訓練）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounou\\_ryoku/career\\_formation/kyouiku/03\\_00003.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounou_ryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.htm)

厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) トップページの上の検索窓で、「講座を運営する事業者（スクール）の方へ（特定一般教育訓練）」と検索ください。

#### ○ 講座の指定に関する問い合わせ先（2019年度）

##### 講座指定の申請手続きについて（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-6758-2828・2824・2825

##### その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

#### ○ 専門実践教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

（連絡先一覧） <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>